

## ②飲食店等緊急支援補助金

### 岡谷市飲食店等緊急支援補助金（家賃等補助）の申請について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店等の経営安定を図るため、家賃の一部（令和3年4月、5月分家賃。上限7万円/月）を補助します。

#### 【補助金概要】

対象者・要件	下記①、②どちらにも該当している飲食店等 ①岡谷市内で、食品衛生法に基づく営業許可を取得し、店内で飲食を提供している ②「信州の安心なお店」認証制度について、以下いずれかに該当している ・認証審査の結果、登録を受けた事業者 ・認証申請を行った事業者	※チェーン店・フランチャイズ店も対象となります ※本年度、岡谷市商業等振興補助金等の家賃補助を受けている場合、賃料から家賃補助を引いた差額分が対象となります  〔対象外事業者〕 ※令和3年6月以降の新規開業者 ※宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、キッチンカー形式店舗
補助対象経費	事業を行う為に支払った 令和3年4月、5月 2か月間の地代・家賃 (土地・物件の賃借料のみ。税抜金額)	※管理費・敷金・礼金・共益費・住宅用家賃・駐車場代・自治会費等は“対象外”
補助金の額	上限7万円/月 ※申請上限14万円(2か月分)	※計算して算出された千円未満は切り捨て
申請書類	別紙「岡谷市飲食店等緊急支援補助金 提出書類チェック表」のとおり	
申請期間	令和3年6月1日(火)～令和3年8月31日(火) ※当日消印有効	
提出方法	岡谷市役所商業観光課へ郵送(又は窓口へ持参) ※メール、FAXでの受付不可	
その他	申請書類について、内容確認及び審査を行い、交付可否を決定します。 市から決定・確定通知書を郵送後、3週間程度で指定口座へ振り込みいたします。 ※申請状況により通知が遅れる場合があることをご承知おきください。 ※提出した書類に偽りがあったとき、又はその他不正があった場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。	
提出先及び問合せ先	<b>岡谷市 商業観光課 家賃等補助担当</b> 〒394-8510 岡谷市幸町8-1 4階 TEL 0266-23-4811 受付日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 受付時間 9:00～16:00 (テクノプラザおかやでも受付可)	